



食物アレルギー表示の推奨品目が一部変更

「特定原材料に準ずるもの」の追加・削除

(家庭基礎 p.105, 家庭総合 p.125)

令和6年3月28日、消費者庁より、食品表示基準の一部を改正する内閣府令が発表され、食物アレルギー表示が推奨される「特定原材料に準ずるもの」として、新たに「マカダミアナッツ」が追加され、「まつたけ」が削除されることとなりました。

特定原材料等

	特定原材料等の名称	表示
特定原材料	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生	義務
特定原材料に準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	推奨 (任意)

(出典：消費者庁 HP より)

「特定原材料に準ずるもの」の表示については、罰則の適用の対象ではないものの、可能な限り速やかな対応が求められています（経過措置は設けられていません）。

「まつたけ」が削除され、「マカダミアナッツ」が追加されました。

改正の背景

「特定原材料に準ずるもの」について、「症例数、重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられる」との趣旨を踏まえると、対象とし続ける必要性が薄れていると考えられる品目がある一方、対象品目に追加すべき品目もあると考えられました。

このため、「特定原材料に準ずるもの」について、全国実態調査の結果を踏まえて、食品関連事業者等の任意の取組を推奨する品目をできるだけ機動的に対象とする一方で、存置する必要性のない品目は削除するという追加・削除の考え方を整理し、食品関連事業者等および消費者双方にとって予見性の高い仕組みにしていくため、今般の改正がなされました。

<参考>消費者庁 HP：https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/